

介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム岐南仙寿うれし野 重要事項説明書

当事業所(特別養護老人ホーム岐南仙寿うれし野)は介護保険の事業者として指定を受けています。
(介護保険事業者番号:岐阜県指定 2170600791 号)

岐南仙寿うれし野は、要介護認定の結果、要介護1から5までと判定された方が入所いただける介護老人福祉施設です。

当事業所は、入居者に対して潤いのある生活の場を提供する福祉施設です。事業所の概要や提供するサービスの内容、契約上ご注意をいただきたいことなど、次のとおり説明します。

目次

1. 事業者
2. 事業所の概要
3. 職員の配置状況及び勤務体制
4. 事業所が提供するサービスと利用料金
5. 協力医療機関
6. 介護事故
7. 非常災害時の対策
8. 事業所ご利用の際に留意いただく事項
9. 苦情の受付

1. 事業者

- | | |
|----------|-----------------------------------|
| (1) 設置者名 | 社会福祉法人 登豊会
特別養護老人ホーム 岐南仙寿 うれし野 |
| (2) 所在地 | 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目33番地 |
| (3) 電話番号 | 058—259—3300 |
| (4) 代表者名 | 理事長 近石登喜雄 |

2. 事業所の概要

- | | |
|--------------|---------------------------------------------------|
| (1) 事業所の種類 | 介護老人福祉施設 (岐阜県指定 2170600791 号) |
| (2) 事業所の目的 | 要介護者に対し、潤いのある小規模生活単位型指定介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。 |
| (3) 事業所の名称 | 特別養護老人ホーム 岐南仙寿うれし野 |
| (4) 事業所の所在地 | 岐阜県羽島郡岐南町伏屋8丁目33番地 |
| (5) 電話番号 | 058—259—3300 |
| (6) 事業所長 | 管理者:施設長 近石千恵美 |
| (7) 事業所の運営方針 | |
- ① 施設は、介護老人福祉施設として要介護状態に応じて専属の介護支援専門員による施設サービス計画に基づき良質なサービス提供を行い、希望と快適な日常生活を営むことができるように努めます。
 - ② 施設は、老人福祉法、介護保険法等の基本理念に基づき利用者のおひとり、おひとりの意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき各ユニットにおいて利用者が相互に人間関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援・援助するとともに「明るく」「和やか」な雰囲気の中で安心して暮ら

していただけるようにサービスの充実に努めます。

③ 事業の実施にあたっては、医療機関をはじめ、地域の保健・福祉・サービス事業者並びに各指定
居宅介護支援事業者などと連携を密にし協力と理解のもとに総合的なサービスの提供に努めます。

④ 緊急の事態にも柔軟に対応できる体制を整備します。

(8) 開設年月日 平成18年9月1日

(9) 入所定員 90人

(10) ユニット数 9ユニット

(11) ユニットの定員, 居室数

ユニット名	定員	部屋	室
茜	10人	1人部屋	10室
葵	10人	1人部屋	10室
藤	10人	1人部屋	10室
椿	10人	1人部屋	10室
楓	10人	1人部屋	10室
橘	10人	1人部屋	10室
桜	10人	1人部屋	10室
雪	10人	1人部屋	10室
花	10人	1人部屋	10室

3. 職員の配置状況と勤務体制

事業所では、入所者に対して施設サービスを提供する職員として、以下の職員を配置します。

(1) 主な職員配置

職員	配置人員	職員	配置人員
1. 管理者(兼)	1人	5. 機能訓練指導員	1人
2. 生活相談員	1人	6. 介護職員	人 (内非常勤 人)
3. 介護支援専門員	4人	7. 管理栄養士(兼)	2人 (内非常勤 1人)
4. 看護職員	人 (内非常勤 人)	8. 調理職員	委託

(2) 勤務体制

① 管理者・生活相談員・介護支援専門員・管理栄養士

勤務時間帯 8:30 ~ 17:30

② 看護職員・機能訓練指導員

日勤務 8:30 ~ 17:30

※夜間については交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。

③ 介護職員

A勤務 7:00 ~ 16:00

日勤務 8:30 ~ 17:30

B勤務 14:30 ~ 23:30

C勤務 23:30 ~ 8:30

※変動することもあります

④ 介護職員(パート)

A 勤務 7:30 ~ 12:30

B 勤務 8:30 ~ 17:30

C 勤務 13:00 ~ 18:00

※変動することもあります

4. 事業所が提供するサービスと料金(利用料金表は別紙)

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、原則として全費用の9割又は8割(①食事を除く)が介護保険から給付されます。

① 食事(全額自己負担)

・事業所では、栄養士の献立表により、栄養並びに入所者の身体の状態及び嗜好を考慮した食事を提供します。

・入所者の自立支援のため離床して各ユニットのリビングでの食事を原則としていますが、入所者希望や体調により居室で食事をとっていただくこともできます。

・食事開始時間

朝食 7:30~ 昼食 12:00~ 夕食 18:00~

※ 食事が不要な場合は、前日までにお申し出ください。お申し出があった分の食費はいただきません。

② 入浴

・週2回を原則として行っています。(ただし、必要に応じ随時対応)

・入所者の身体状態に合わせて一般浴・特殊浴(座位式・寝台式)など適宜選択して行います。

・健康の状態により入浴のできない方には、全身清拭を行います。

③ 排泄

・入所者の状態に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立について適切な援助を行います。

④ 機能訓練

・入所者の心身等の状態に応じて、日常生活を送るために必要な機能回復またはその減退を防止するための訓練計画を立案し、必要な機能訓練を行います。

⑤ 健康管理

・嘱託医師により常に入所者の健康状態を把握し健康管理を行い、必要により看護職員に指導・指示するなど必要な診療を行います。

・入所者全員の健康診断を定期的に(年1回)行います。

・日常使用される薬は、看護職員が保管、管理を行います。

・日常及び夜間などの緊急時には嘱託医師により必要な措置が講じられるよう体制が整備確立されています。

・協力病院として赤座医院上印食診療所、松波総合病院、澤田病院、近石病院と契約を締結し、入所者が入院を必要とする事態が生じた時には即時入院可能な体制がとられています。その他専門医と協力し万全な体制が確立されています。

・定期的な歯科医師の往診、指導を受け、毎食後に口腔ケアを行います。

⑥ 社会生活上の便宜

・事業所では利用者の人権を尊び、真心こめたサービスを実践し、安心・安全・満足の高いサービ

スを提供すると共に、利用者・家族とに信頼を構築し、地域の皆様との連携・交流に努めます。

(2) 主な行事

・花見 ・夏祭り ・敬老会 ・文化祭 ・運動会 ・誕生日会 ・喫茶店(有料) ・外出イベント

(3) 教養娯楽

・書道教室 ・音楽療法 ・ドッグセラピー

(4) 所持品の管理

保険証、衣類等の管理、希望があれば預かり金の出納管理を行います。

5. 嘱託医及び協力医療機関

(1) 嘱託医

所在地 岐阜県羽島郡岐南町上印食7-12

病院名 赤座医院上印食診療所(内科)

所在地 岐阜県岐阜市伊奈波通3-12-5

病院名 ぎふデンタルフォレスト

(2) 協力医療機関

所在地 岐阜県羽島郡岐南町上印食7-12

病院名 赤座医院上印食診療所

所在地 岐阜県羽島郡笠松町田代185-1

病院名 松波総合病院

所在地 岐阜県岐阜市野一色7丁目2番5号

病院名 澤田病院

所在地 岐阜県岐阜市光町2丁目46番地

病院名 近石病院

6. 介護事故

施設内及び職員が同行した外出時において、入所者の生命、身体等に実害があった、または実害がある可能性があつて監察を要した事例

(1) 事故が発生した場合の対応

発生の報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること

・緊急時の対応

入所者の容態の変化、急変などがあつた場合は、ご家族に連絡するとともに当施設の看護師に連絡し、病院や診療所等の連携により、健康上の管理に関し、必要に応じて適切な措置を講じます。

・事故発生の対応

事故が発生した場合には、速やかにご家族等、市町村に連絡を行うとともに必要な措置を講じます。サービス提供者により賠償すべき事故が発生した場合にはご本人、ご家族と協議の上、速やかに賠償責任を負います。

ただし、施設の責に帰すべからざる事由による場合はこの限りではありません。

(2) 指針に基づいた研修プログラムを作成し、介護職員、その他の職員に対し、事故発生の防止のための研修を定期的(年2回以上)開催すること。

7. 非常災害時の対策

(1) 非常時の対応

別途定める「社会福祉法人 登豊会 防災計画」により近隣住民及び各施設等との連携により対応をします。

(2) 消防計画等

消防署への防災訓練計画書を提出し、その指導の基で防災に関し常に職員に対して指導訓練を実施し、その体制の確立に努めています。

8. 事業所に入所の際に留意いただく事項

(1) 面会

- ・面会時間は午前8:30から午後8:00までに面会をお願いいたします。
- ・食べ物の持ち込みは原則としてお断りしていますが、もし入所者の嗜好品をお持込される場合には必ず介護職員に連絡してください。

(2) 喫煙

- ・館内及び敷地内は禁煙となっております。
- ・喫煙される入所者に対して、火気類は絶対に渡さないでください。

9. 苦情の受付について

(1) 事業所における苦情やご相談は専用窓口を受け付けます。

・苦情受付窓口(担当者)

職名	氏名
介護課長	杉田 美智代

・受付時間及び電話番号

午前8:30から午後5:30まで

電話 058-259-3300

(2) その他の苦情受付機関

特別養護老人ホーム岐南仙寿うれし野 苦情処理委員会	電話番号 058-259-3300
岐南町役場 健康推進課	電話番号 058-247-1321
笠松町役場 住民福祉部	電話番号 058-388-1111
岐阜市 介護保険課	電話番号 058-265-4141
各務ヶ原市 高齢福祉課	電話番号 058-383-1779
岐阜県国民健康保険団体連合会	岐阜市藪田南5-14-12 (岐阜県シンクタンク庁舎5階) 電話番号058-275-9826

※お住まいの市町の介護保険担当窓口にご相談ください。

平成 年 月 日

介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

介護老人福祉施設

特別養護老人ホーム 岐南仙寿うれし野

説 明 者	職 名	
	氏 名	印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、介護老人福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

入 居 者	住 所	
	ふりがな 氏 名	印

身元引受人1	住 所	
(署名代行者)	ふりがな 氏 名	印
	続 柄	